最終更新日:2015年6月29日

持田製薬株式会社
代表取締役社長　持田　直幸
問合せ先:経理部　03－3358－7211
証券コード:4534
http://www.mochida.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸としてステークホルダーの信頼と期待に応え、当社グループの企業価値の向上に努めております。
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実策の一環として、重要な経営の意思決定に当たっては必要に応じて経営政策会議の充分な議論を行った上で、毎週開催される常務会及びグループ経営会議の協議を経て意思決定を行っております。
また、当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、その機能を経営意思決定と業務執行監督とに明確化し、経営意思決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を導入しております。
内部統制面では、会社法に基づく取締役会決議及び金融商品取引法に基づき内部統制システムを構築・整備・評価しております。具体的には、会社法に基づく内部統制システムの一環として、「持田製薬グループ リスク管理規程」に基づく全社的なリスク管理体制を整備するなど、事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備しております。
また、当社は、コンプライアンスの徹底策として、「持田製薬グループ行動憲章」を制定し、社外有識者を含めた倫理委員会を定期的に開催するとともに、企業倫理推進室を設置するなど、コンプライアンス体制を整備し、当社グループの従業員を対象に倫理研修を定期的に実施しております。今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいりますとともに、必要に応じて、弁護士、会計監査人より適切なアドバイスを受けるなど、さまざまな環境の変化にも迅速に対応できるよう努めて参ります。
更に、CSR(企業の社会的責任)につきましては、各所轄部門において鋭意取り組み中でありますが、当社グループ全体の推進母体としてCSR推進委員会を設置しており、近年の社会的要請に更に応えてまいります。
監査の機能としては、内部監査の組織として監査部(人員14名)を設置し、営業部門、研究部門をはじめ、必要な内部監査を随時実施しております。一方、監査役会は、社内出身の常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成され、各監査役は、経営の意思決定と業務執行の適法性・透明性を確保するため、年度の監査方針及び監査計画に従って、取締役、監査部等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会や各部門における重要な会議に出席するほか、内部統制システムの状況並びに会計監査人の独立性及び適正な監査の実施の監視・検証を含め、本社、主要事業所、子会社における業務及び財産の状況調査を行っております。
なお、内部監査、監査役監査及び会計監査は密接な連携をとりながら、監査の実効性を確保しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	2,744,337	13.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	893,269	4.23
公益財団法人高松宮妃癌研究基金	841,920	3.99
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	807,000	3.82
日本水産株式会社	600,000	2.84
持田 直幸	598,800	2.84
持田 和枝	580,000	2.75
持田 豊	498,500	2.36
持田 健志	438,800	2.08
大正製薬ホールディングス株式会社	400,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
釘澤　知雄	弁護士											
十川　廣國	学者								△		△	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
釘澤　知雄	○	―――	釘澤知雄氏は、上記「会社との関係（1）」のいずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外取締役であるため独立役員に指定しております。同氏は弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただいております。
十川　廣國	○	十川廣國氏は、過去において当社の取引先及び寄付先である慶應義塾の理事・教授でありましたが、取引等の規模・性質に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されるため、取引・寄付概要の記載を省略しております。	十川廣國氏は、上記「会社との関係（1）」の項目に該当しますが、左記の理由により、当社とは特別の利害関係がない社外取締役として、独立役員に指定しております。同氏は経営学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有しており、経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判

			断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査役と会計監査人との連携状況
　監査役は、会計監査人から期初において監査計画、監査方針の説明を受け、四半期毎に意見交換、監査結果を聴取するとともに、必要に応じて会計監査人の監査への立会や情報交換などを実施し、緊密な連携を取っております。
(2)監査役と内部監査部門との連携状況
　監査役は、内部監査部門から監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い、その結果を活用して監査の効率化を図っております。
　なお、上記の連携の他に監査役、会計監査人及び内部監査部門の三者において情報や意見交換などを実施し、更に監査の効率性と実効性の確保を図っております。
　また、内部統制システムの整備状況については、定期的な会合に出席し、整備状況の報告と意見交換などを実施し、緊密な連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川 清隆	弁護士										○			
渡辺 宏	他の会社の出身者							△						
小林 哲也	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

石川 清隆	○	石川清隆氏は、過去において当社の顧問弁護士として活動し、現在も一定の弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との過去の顧問契約は特定領域に限定されたもので顧問料も多額ではなく、また、現在支払っている弁護士報酬は、同氏が所属する法律事務所にとって当社への経済的依存が生じるほど多額ではないため、取引概要の記載を省略しております。	石川清隆氏は、上記「会社との関係(1)」の項目に該当しますが、左記の理由により、当社とは特別の利害関係がない社外監査役として、独立役員に指定しております。同氏は弁護士として豊富な専門知識と経験を有しており、経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただいております。
渡辺 宏	○	渡辺宏氏は、当社の主要取引銀行である(株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)において平成8年4月から平成13年3月まで、また、その親会社である(株)三菱東京フィナンシャル・グループ(現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ)において平成13年4月から平成15年6月まで、業務執行者としてそれぞれ勤務していましたが、退任後、相当の期間が経過していること、また、同行に対する当社の借入依存度は低いことから、独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	渡辺宏氏は、上記「会社との関係(1)」の項目に該当しますが、左記の理由により、当社とは特別の利害関係がない社外監査役として、独立役員に指定しております。同氏は金融機関における豊富な経験とともに、他社(製造業)における常勤監査役としての豊富な経験を有しており、経営及び監査に関する高い見識を当社の監査に反映していただいております。
小林 哲也	○	―――	小林哲也氏は、上記「会社との関係(1)」のいずれの項目にも該当せず、当社とは特別の利害関係がない社外監査役であるため独立役員に指定しております。同氏は弁護士として豊富な専門知識と経験を有しており、経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

社外役員を全て独立役員に指定しています。
当社の独立性判断基準として、社外取締役については、当社との特別の利害関係がなく、経営、法務その他の専門領域における豊富な知識と経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映いただけると判断する方を選任し、また社外監査役については、当社との特別の利害関係がなく、財務及び会計に関する相当程度の知見または経営、法務その他の専門領域における豊富な知識と経験を有し、経営に関する高い見識を当社の監査に反映いただけると判断する方を選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成19年6月末に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年7月以降株価連動報酬制度を導入

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）　369百万円
監査役（社外監査役を除く。）　40百万円
社外役員　26百万円
（平成27年3月期の有価証券報告書、事業報告に記載）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要及び決定方法
1．取締役
取締役の報酬はその総額を株主総会において定め、各取締役への配分は取締役会において決定しております。
取締役の報酬は、月額報酬、当該年度冬季賞与並びに次年度夏季賞与をもって構成しております。なお、賞与については、会社業績及び各取締役の貢献度に基づいて変動いたします。また、社外取締役の報酬は、月額報酬をもって構成しております。
2．監査役
監査役の報酬はその総額を株主総会において定め、各監査役への配分は監査役の協議により決定しております。
監査役の報酬は、月額報酬、当該年度冬季賞与並びに次年度夏季賞与をもって構成しております。なお、賞与については、会社業績及び各監査役の貢献度に基づいて変動いたします。また、社外監査役の報酬は、月額報酬をもって構成しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

【社外取締役サポート】
取締役会資料の充実、提供及び補足説明の実施

【社外監査役サポート】
取締役会資料の充実、提供及び補足説明の実施
監査役会資料の充実、提供及び補足説明の実施
監査役の業務の補助及び監査役会の事務局として、監査役付の専任スタッフ2名を置いております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は、取締役12名で構成され、取締役のうち、2名は社外取締役であります。監査役会は、監査役5名で構成され、監査役のうち、3名は社外監査役であります。

業務執行の機能：
常務会：
常務会規程に則り、取締役会で決議すべき事項の予備的協議、その他代表取締役に決定権限のある経営に関する重要な事項を協議しております（基本的に常務執行役員以上で構成し、週1回開催）。
グループ経営会議：
持田製薬グループ経営会議規程に則り、グループ各社の経営に関する重要な事項を協議しております（基本的に常務執行役員以上及び子会社の代表取締役社長で構成し、週1回開催）。
執行役員会：
業務執行の報告と情報の共有化を行っております（基本的に執行役員以上で構成し、月1回開催）。
経営政策会議：
経営上の重要案件について各部門が実施すべき具体的方策等を協議しております（基本的に常務執行役員以上で構成し、週1回開催）。

監査・監督の機能：
監査役：
監査役監査の基準に則り、定時株主総会後の監査役会において、年度の監査の方針、計画、分担等を決定し、実査、往査を実施しております。
担当取締役等より監査役に対する定期的な業務監査報告を受けると共に、会計監査人との定期的な会合及び代表取締役社長との定期な意見交換会を実施し、積極的な意見及び情報交換を行っております。
監査部門：
業務執行全般にわたりコンプライアンス面の状況及び内部統制の整備・運用状況のモニタリング及び評価を行っております。
また、監査部と企業倫理推進室を統括する監査・企業倫理推進本部を設置し、監査機能とコンプライアンス推進機能の相互補完によるコンプライアンスの徹底及び実効性確保に努めております。
会計監査人
平成27年6月26日開催の第77回定時株主総会終結時までは当社の会計監査業務は有限責任監査法人トーマツが行っておりました。
第77期の業務を執行した公認会計士は、久保伸介（継続監査年数3年）及び阪田大門（継続監査年数2年）であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他5名であります。
なお、平成27年6月26日開催の第77回定時株主総会決議により会計監査人を新日本有限責任監査法人に変更しております。

指名、報酬決定の機能：
取締役会：
取締役会規程に則り、常務会で事前協議した役員候補者、役員報酬の決定方法について決議しております。

監査役の機能強化に向けた取組状況：
監査役の職務を補助するスタッフとして、専任者を配置し、その人事異動について監査役会の同意を得るものとしております。また、監査役への報告に関する体制を整備し、監査役に報告をした者に対する不利な取扱いを禁止しております。
弁護士及び金融機関出身者という豊富な専門知識を有する社外監査役を選任しております。
財務・会計に関する知見を有する常勤監査役を選任しております。

責任限定契約の内容の概要：

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用する理由としては、当社の企業規模や業態等を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、（１）当社の事業内容や内部事情に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される適正な規模の取締役会による経営意思の決定と（２）社外監査役を含む監査役による経営監視体制によるコーポレート・ガバナンス体制が、現時点では、最もふさわしいものと考えております。

取締役12名のうち２名は社外取締役であり、また監査役５名のうち３名は社外監査役であります。社外取締役及び社外監査役の選任状況としては、経営監視機能が適切に働く体制が確保されているものと考えております。社外取締役及び社外監査役と当社グループ及び経営陣との間には、特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社グループ及び経営陣から独立した立場から、経営に対する監督及び監査を行っております。

社外取締役による監督及び社外監査役による監査を通じて内部統制システムのより一層の充実を図るため、取締役会を初めとする重要会議において、内部監査、監査役監査及び会計監査を通じて得られた監査結果の報告・情報共有が行われる体制が整備されております。また、社外取締役による監督及び社外監査役による監査を通じて、内部統制システムの改善等の指摘を受ける場合、内部統制部門において是正対応を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2014年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知の発送日前のホームページへの掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月、11月に代表者自身が説明するアナリスト向け決算説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、アナリスト向け決算説明会資料、株主総会の招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：広報室（広報室長　藤井辰明） 担当役員：取締役常務執行役員　坂田　中	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	持田製薬グループ行動憲章に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	各所轄部門において鋭意取り組み中であり、グループ全体の推進母体としてCSR推進委員会を設置し、近年の社会的要請にさらに応えております。また、環境・社会報告書を作成し、ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家、取引先、医療関係者、患者、消費者、地域社会、社員といった社内外のステークホルダー等に対し、その活動の全分野について企業の説明責任を果たすべく、正確な情報を迅速・公正に開示しております。
その他	当社では、女性の活躍推進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備を積極的に進めており、次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を立て、それに沿って制度の充実をはかっております。例えば、最長1歳6カ月までの育児休業、小学校3年生までの短時間勤務、看護休暇の有給化、短時間勤務とフレックスタイム制勤務の併用、在宅勤務制度、妊産婦の保健指導・健康診査の一部有給化など、出産に関わる女性が働きやすい環境を整備しております。今後も引き続き女性社員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）における業務の適正を確保するために必要な体制につき、以下のとおり構築・整備することといたします。

（1）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループに適用される重要文書の管理に関する規程を制定し、これに従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を、関連資料とともに保管いたします。

イ. 株主総会議事録
ロ. 取締役会議事録
ハ. 常務会議事録
ニ. 執行役員等を構成員とする会議の議事録
ホ. 経営政策に係る会議の議事録
ヘ. 会計帳簿、計算書類等
ト. 税務署その他官公庁、金融商品取引所に提出した書類の写
チ. その他、法令により作成が義務付けられている文書（前記に掲げるものを除く）、及び前記に準ずる文書であって担当部門の長により決裁されるもの

（2）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役として、当社役職員を1名以上選任し、当該取締役は当該子会社の重要な職務の執行について報告を受け、監督を行います。

また、各子会社の経理、法務等の内部統制・管理業務の一部を当社が受託することにより、当該子会社の業務の内容及び状況を正確に把握するよう努めます。

さらに、各子会社の決裁権限規程において、当該子会社の経営上の重要課題につき、当社の担当取締役または当社の常務会もしくはグループ経営に係る会議における事前承認事項とすることを義務付ける等、その施策の適正さの確保に努めます。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに適用されるリスク管理規程を制定するとともに、各部門長及び子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置するなど、当社グループの事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を担当取締役等に報告します。

（4）当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、基本的に月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催いたします。また、当社及び各子会社の取締役会決議事項を含む重要課題については、必要に応じて経営政策に係る会議等で充分な議論を行ったうえで、毎週開催される当社の常務会及びグループ経営に係る会議の協議を経て意思決定を行います。

規程面につきましては、当社グループに適用される職務分掌規程等を制定、運用し、当社においては、これに即した決裁権限規程等を制定、運用するとともに、各子会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用させ、効率性の確保に努めます。

また、当社及び主要な子会社の役職員が共有する経営上の目標を策定し、その浸透をはかるとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標、効率的な達成の方法を定め、定期的にその結果を経営政策に係る会議において審議し、また執行役員及び主要な子会社の社長を構成員とする会議において業務執行の報告と情報の共有化、効率化をはかり、効率性を阻害する要因の排除・低減に努めます。

（5）当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持田製薬グループ行動憲章を制定するとともに、当社社長を委員長とし社外の有識者も委員に加えた倫理委員会、各部門長及び子会社社長等を委員とする倫理に関する実務委員会をはじめ、企業倫理担当部門等を設置するなど、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、教育を通じて当社グループの役職員の倫理観の涵養をはかります。

また、当社は、当社グループに適用される財務報告に係る内部統制規程を制定し、その運用を適切に行うことを通じて、財務報告の信頼性の確保に努めます。

さらに、当社は、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を堅持する旨を持田製薬グループ行動憲章に定め、当社グループとして反社会的勢力を排除する体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況のモニタリングを行います。

さらに、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理担当部門、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置します。

（6）監査役関係

イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役の職務を補助する使用人を配置することといたします。

ロ. 上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人は、当社の監査役が指示した補助業務についてはもっぱら当社の監査役の指揮命令に従うものとし、当社の取締役の指揮命令権は及ばないものとします。また、当該補助業務に専任する使用人の人事　異動及び他の職務を兼任する使用人の当該補助業務実施中の人事異動については、監査役会の同意を得ることといたします。

ハ. 当社の監査役への報告に関する体制

子会社担当取締役を含む担当取締役、監査部門等による当社の監査役への定期的な業務監査報告、監査役からの照会事項への担当取締役からの回答等を行います。

また、当社企業倫理担当部門は当社の監査役に対し、当社グループの内部通報の取扱状況を定期的に、またその求めに応じ随時報告するほか、必要に応じ直ちに報告することといたします。

ニ. 上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することといたします。

ホ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎年、監査役会の決議に基づく予算を設けることといたします。

ヘ. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、会計監査人及び監査部門との連携をはかるとともに、代表取締役等との意見交換会を開催します。また、その求めがあった場合には、重要会議への出席、取締役会議事録等重要な会議の議事録の開示等に応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針として、当社では従来より「反社会的勢力とは、断固として対決する姿勢を堅持する」旨をグループ行動憲章に定め、これをもとに反社会的勢力排除に向けた具体的取り組みを以下のとおり行っております。
（1）対応統括部署の明確化
（2）外部の専門機関との連携と情報の収集・管理を定期的に実施
（3）対応マニュアルを定め関連部門に周知
（4）研修活動の実施
（5）取引先との覚書（暴力団排除条項）の締結
（6）取引先の属性確認を実施

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます)
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、(1)当社及び当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社及び当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、(2)長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社及び当社グループの事業特性を十分に理解し、前記(1)及び(2)に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。
もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。
他方、当該買付行為の中には、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。
当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針)(本対応方針)
(1)本対応方針の目的
現状において、当社は主要な株主(当書類1ページご参照)とは良好な関係にあると共に、当社のPBR、安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、前記1. に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」といいます)に際し、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。
(注1)特定株主グループとは、(1)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)または、(2)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。
(注2)議決権割合とは、(1)特定株主グループが(注1)の(1)の場合には、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も加算するものとします)または、(2)特定株主グループが(注1)の(2)の場合には、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
(注3)株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(2)取締役の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用
イ. 特別委員会の設置
大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款により許容される措置(以下、「対抗措置」といいます)を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙1に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役1名及び社外監査役2名といたしましたが、その略歴は、別紙2に記載のとおりです。
ロ. 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重
本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性及び相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様に開示いたします。
当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
(3)大規模買付ルールの内容
イ. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

ロ. 大規模買付情報の提出

当社は、前記イ. の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。

a. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合）組合員その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の経歴等、過去の企業買収の経緯及びその結果、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無及び内容等に関する情報を含みます）
b. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます）
c. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存す場合にはその内容
d. 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠を含みます）
e. 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の提供者（実質的提供者を含みます）の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
f. 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画
g. 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
h. 当社及び当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
i. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

ハ. 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様に開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（当社取締役会が後記（4）ロ. なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には当該手続終了後）にのみ開始されるべきものとします。

（4）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下のa. からh. のいずれかに該当し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

a. 真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な資産（ノウハウ、営業秘密等を含む）、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
c. 当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
d. 当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
e. 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます）等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
f. 買付条件（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画及び買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者に対する対応方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合
g. 大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
h. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が前記（2）ロ. に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

ハ. 当社取締役会による再検討（対抗措置の発動の中止等）

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発

動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

(5)本対応方針の有効期間、変更及び廃止
本対応方針の有効期間は、平成25年6月27日から平成28年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

(6)法令の改正等による修正
本対応方針で引用する法令の規定は、平成25年5月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

(7)株主及び投資家の皆様に与える影響等
イ. 本対応方針が株主及び投資家の皆様に与える影響等
本対応方針は、前記(1)に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。
なお、前記(4)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。
ロ. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響
当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。
対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。
対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続をとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続は必要となりません。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得(当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います)を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

3. 本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断及びその理由
当社は、下記の理由により、本対応方針が基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。
(1)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること
本対応方針は、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。
(2)合理的な客観的要件の設定
本対応方針における対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。
(3)株主の意思の尊重・反映
当社は平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において本対応方針を議案としてお諮りし、株主の皆様の承認を得ております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
(4)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。
また、その判断の概要については株主の皆様に開示いたしますので、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。
(5)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと
本対応方針は、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

別紙1

特別委員会規則の概要
1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役及び当社社外監査役に該当する者から選任する
(別紙2に記載の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する)。
2. 特別委員会の委員の任期は平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合(再任された場合を除く)には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の(1)から(3)に定める事項について決定し、当該決定内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等にあたっては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
(1)本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非

(2)本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止（当該新株予約権の無償取得を含む）
(3)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項

4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見及び根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。
6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員及び当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2

特別委員会の委員の略歴

釘澤 知雄
【略歴】
昭和30年生まれ
昭和62年4月 弁護士
東京富士法律事務所入所
平成7年4月 同法律事務所パートナー
現在に至る
平成17年4月 大宮法科大学院大学教授
平成18年6月 オー・ジー株式会社社外監査役
現在に至る
平成24年6月 当社社外取締役
現在に至る

石川 清隆
【略歴】
昭和28年生まれ
昭和59年4月 弁護士
和田良一法律事務所入所
平成5年12月 石川清隆法律事務所開設
平成6年1月 当社顧問
平成16年6月 当社社外監査役
現在に至る
平成18年2月 森田綜合法律事務所パートナー
平成22年6月 石川綜合法律事務所開設
現在に至る

渡辺 宏
【略歴】
昭和16年生まれ
昭和39年4月 株式会社東京銀行入行
平成4年6月 同行取締役
平成7年6月 同行常務取締役
平成8年4月 株式会社東京三菱銀行常務取締役
平成12年6月 同行専務取締役
平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ専務取締役
平成15年6月 旭硝子株式会社常勤監査役
平成21年3月 同社監査役退任
平成21年6月 当社社外監査役
現在に至る

以上

別紙3
新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主及び割当方法
当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当

社普通株式を除く)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定める(詳細については、当社取締役会において別途定める)。

7. 当社による新株予約権の取得
(1)当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
(2)当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

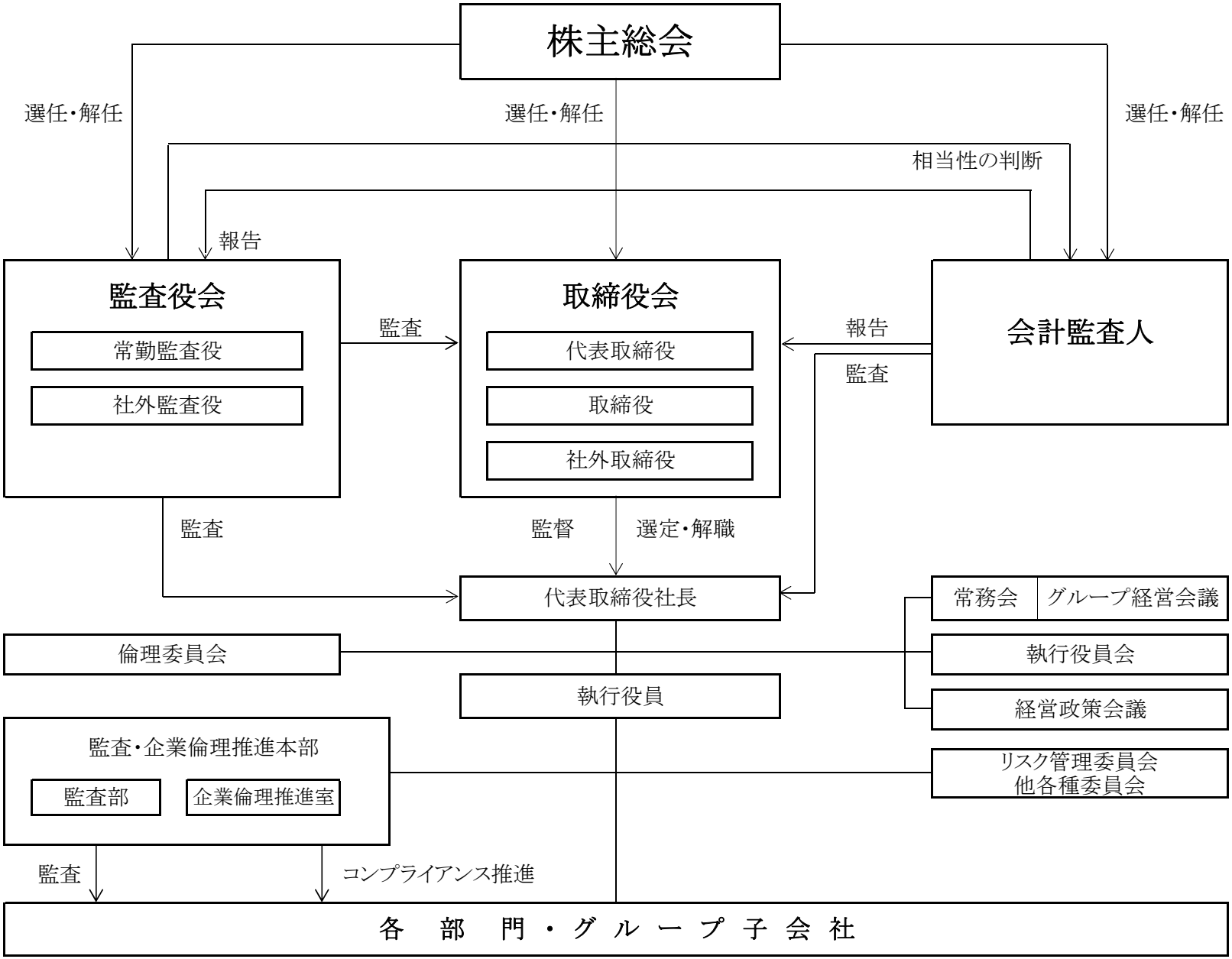
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

コーポレート・ガバナンス体制模式図



適時開示体制の概要

１．経営者の姿勢・方針、規程その他の社内体制の概要

当社グループでは、グループ行動憲章に「会社情報を適正に管理する」「正確な情報を迅速・公正に開示する」と定め、経営者から全役職員に対し、法令遵守を含む社会的要請への誠実な対応の重要性を定期的に訴えています。

また、グループ行動憲章において役職員がとるべき行動基準として「積極的な情報開示と情報管理に関する行動基準」を定め、「持田製薬グループ内部者取引防止規則」の運用と研修を通じて、会社情報の迅速・公正な開示および内部者取引の防止に努めています。

２．適時開示業務を執行する社内体制

「持田製薬グループ内部者取引防止規則」に基づき、情報の評価および公表の一元化を図るため情報管理責任者（東京証券取引所登録情報取扱責任者）を設置し、適時開示情報等に該当する可能性のある事項については、各部門長を通じて情報管理責任者に速やかに報告がなされる体制を構築しています。また、決裁権限規程に基づき重要な会社情報が情報管理責任者を構成員とする常務会またはグループ経営会議に報告されることとなっています。

情報管理責任者は、適時開示情報等に該当するか否かの判断および守秘等の管理について、代表取締役社長の意見に基づき、各部門長に対し指示を与えることとなっています。

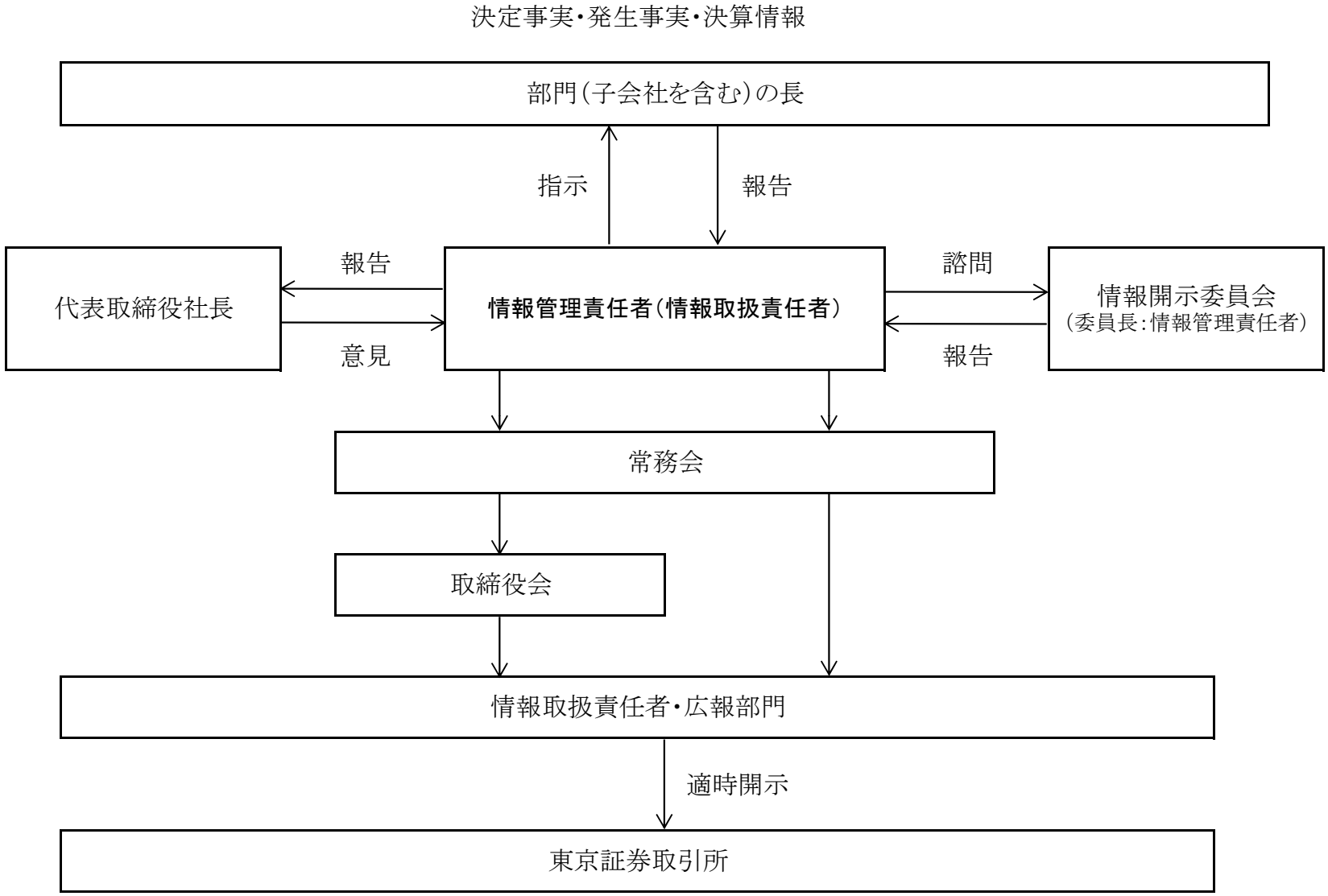
重要事実等の公表の可否は、主に常務取締役（常務執行役員を含む）以上で構成し、情報管理責任者を委員長とする「情報開示委員会」での審議結果に基づき、代表取締役社長の意見を踏まえ、情報管理責任者が決定するとともに、公表内容の適正さは常務会で審議され、広報部門が公表を行います。

なお、財務報告に係る会社情報（決算情報）については、当社グループに属する全部門長から「財務報告に関する確認書」を取得し、決算情報の網羅性と正確性を担保しています。

３．適時開示体制を対象としたモニタリング体制

事業部門から独立した内部監査部門が、財務報告に係る内部統制の評価の一環として、適時開示体制の全社的な整備状況をモニタリングしています。

適時開示体制模式図


決定事実・発生事実・決算情報
部門（子会社を含む）の長
指示
報告
代表取締役社長
報告
意見
情報管理責任者（情報取扱責任者）
諮問
報告
情報開示委員会
（委員長：情報管理責任者）
常務会
取締役会
情報取扱責任者・広報部門
適時開示
東京証券取引所